

北海道告示第11529号

令和3年北海道告示第11292号を次のように改める。

令和3年12月27日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ交通需要の喚起と道内周遊の促進を図るため、交通事業者による割引の乗り放題乗車券やプレミアム付き乗車回数券等の発行及び販売について、予算の範囲内において、利用者への割引額又は利用者に付与した上乗せ額等を補助する。</p>	<p>鉄道事業者（道内路線を運行する者に限る。）、（一社）北海道バス協会、（一社）北海道ハイヤー協会、一般旅客定期航路事業者（道内離島航路を運航する者に限る。）及び航空事業者（道内航空路を運航する者に限る。）とし、公営企業を運営する者を除く。</p>	<p>1 割引乗車券等の販売に際し、購入者に対して割引した額。補助の対象は、令和4年2月28日までの販売分とする。ただし、知事が適当と認める場合には同年3月31日まで延長することができる。</p> <p>2 割引乗車券等の販売に際し、購入者に付与した上乗せ額。補助の対象は、令和4年2月28日までの販売分とする。ただし、知事が適当と認める場合には同年3月31日まで延長することができる。</p> <p>3 割引乗車券等の発行に必要な印刷製本に要する経費</p> <p>4 割引乗車券等の販売に必要な広告宣伝に要する経費</p> <p>5 その他知事が適当と認める経費</p> <p>6 交通事業者が実施するぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業に要する上記1から5までの対象経費に対して補助対象者が補助する場合における当該補助に要する額</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する書類</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課</p>	<p>—</p>	